

岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業（以下「補助事業」という。）とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けている中小企業が多い中、エネルギー需要の増加やウクライナ情勢の影響によりエネルギー価格の高騰が続き、事業活動が不安定な状況である中小企業の競争力強化及び県内産業の活力維持に向け、特別高圧電力で受電する中小企業等に対し電気使用量に応じて支援金を交付する事業をいう。

2 この要綱において、事務局とは、補助事業を実施する執行団体をいう。

(目的)

第3条 補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けている中小企業が多い中、経済回復に向けたエネルギー需要の増加やウクライナ情勢の影響によってエネルギー価格の高騰が続いていることを鑑み、特別高圧電力を受電する県内中小企業等の電気料金の負担軽減対策を講じるため、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第6条及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第7条第1項に規定する責務に基づき、事務局に対し、補助事業の実施に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の競争力強化及び県内産業の活力維持を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金は、事務局が補助事業を実施するために必要な経費であって別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

3 令和5年6月16日から交付決定の前日までの間に行われた事業に要する経費についても、知事が書類等により確認し、補助することが適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(交付申請)

第5条 事務局は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 事務局は、前項に規定する申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2号による通知書により事務局に通知するものとする。

2 前項の交付決定（変更交付決定を含む。）の額は、予算の範囲内において、補助対象

経費に補助率を乗じて得た額とする。

3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

4 知事は、第1項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

5 知事は、第1項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付申請がなされたものについて、これを審査し、適当と認めるときは当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して第1項の交付決定を行うものとする。

6 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請がなされた場合においては、補助金の額の確定時に、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額することとし、その旨の条件を付して第1項の交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 事務局が、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合において、規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、前条の規定による通知書を受け取った日から20日以内とする。

(変更等の承認)

第8条 事務局は、第6条第1項による通知を受けた補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(軽微な変更)

第9条 前条ただし書の軽微な変更とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

(一) 第5条の規定により提出した申請書別紙1-2「資金計画」の経費区分において、人件費又は事務費のいずれか少ない額の20%以内の経費の配分の変更

(二) 第5条の規定により提出した申請書別紙1-2「資金計画」の経費区分において、人件費及び事務費の合計額の20%以内の額を補助費に流用する場合

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 事務局は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 事務局は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 事務局は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第6号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 事務局は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書を提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

2 事務局は、前項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施内容及び結果が交付決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8

号により事務局に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定により事務局に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を事務局に命ずる。

3 前項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払等)

第15条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる。

2 事務局は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第9号の1による請求書を、精算払を受けようとするときは様式第9号の2による請求書を、知事に提出しなければならない。

(補助事業に係る経理等)

第16条 補助金に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、事務局の他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事務局は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 事務局は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第10条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(一) 事務局が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(二) 事務局が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(三) 事務局が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(四) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(五) 事務局が、次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員という。以下この号において同じ。)が暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第2号第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与している

と認められるとき。

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 この条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理及び処分)

第19条 事務局が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産であつて、取得価格の単価又は効用の増加額が50万円(消費税額及び地方消費税額を除く。)以上のものは、規則第20条に規定する処分制限財産とし、処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産の処分制限期間(昭和40年大蔵省令第15号)に準じるものとする。

- 2 事務局は、処分制限財産を処分しようとするときは、様式第11号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得又は効用の増加後、知事が別に定める期間を経過している場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合において、当該財産を処分したことにより事務局に収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 4 事務局は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 5 事務局は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかななければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第20条 事務局は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除)

第21条 事務局は、岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないものとする。

(支援金交付の際付すべき条件)

第22条 事務局は、補助事業において、県から交付を受けた補助金をその財源として、中小企業等に支援金を交付する場合において必要なときは、第7条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他必要となる事項)

第23条 その他補助金の運用に関して、この要綱に記載のない事項については、別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和5年6月16日から施行する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

事業区分	経費区分	内 容	補助率及び補助限度額
人件費	人件費	補助事業に直接従事する職員の配置に要する基本給、諸手当、社会保険料（事業主負担分に限る。）	補助対象経費の10分の10以内（予算の範囲内とする。）
事業費	事務費	補助事業の実施に要する謝金、旅費、雑給、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、委託費、賃借料、備品費、手数料、その他知事が必要と認める経費	
	補助費	支援金	1,257,395千円以内